○法務省告示第三百二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十五年十月十一日法務省告示第三百七十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十六日

法務大臣　岩城　光英

第二号中「平成二十五年十月十一日」を「平成二十八年十月十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年十月十一日から施行する。

○法務省告示第三百二十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十六日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表株式会社いながきの項中「千葉県船橋市新高根三丁目二十三番十九号」を「千葉県船橋市藤原六丁目三番八号」に改める。

○法務省告示第三百二十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十六日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

三河ダイハツ株式会社	塗装
株式会社正興電機製作所	電子機器組立て
愛知県岡崎市宇頭町字北家下五番地の一	
福岡県福岡市博多区東光二丁目七番二十五号	

○外務省告示第二百十号

平成七年十月十三日にウィーンで採択された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書（失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（議定書Ⅳ））」の締約国につき、平成二十八年四月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十一年四月八日外務省告示第百九十九号よりの追加）。

締約国	拘束されることに同意する旨の通告の日	当該締約国についての発効日
オーストリア共和国	平成十年七月二十七日	平成十一年一月二十七日
チェコ共和国	平成十年八月十日	平成十一年二月十日
ウルグアイ東方共和国	平成十年九月十八日	平成十一年三月十八日
アルゼンチン共和国	平成十年十月二十一日	平成十一年四月二十一日
ブルガリア共和国	平成十年十二月三日	平成十一年六月三日
コスタリカ共和国	平成十年十二月十七日	平成十一年六月十七日
モンゴル国	平成十一年四月六日	平成十一年十月六日
スロバキア共和国	平成十一年十一月三十日	平成十二年五月三十日
エルサルバドル共和国	平成十二年一月二十六日	平成十二年七月二十六日
コロンビア共和国	平成十二年三月六日	平成十二年九月六日
エストニア共和国	平成十二年四月二十日	平成十二年十月二十日
セーシェル共和国	平成十二年六月八日	平成十二年十二月八日
バングラデシュ人民共和国	平成十二年九月六日	平成十三年三月六日
モルディブ共和国	平成十二年九月七日	平成十三年三月七日
モルドバ共和国	平成十二年九月八日	平成十三年三月八日
ベラルーシ共和国	平成十二年九月十三日	平成十三年三月十三日
イスラエル国	平成十二年十月三十日	平成十三年四月三十日
ニカラグア共和国	平成十二年十二月五日	平成十三年六月五日
パキスタン・イスラム共和国	平成十二年十二月五日	平成十三年六月五日
ボリビア多民族国	平成十三年九月二十一日	平成十四年三月二十一日
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平成十三年十月十一日	平成十四年四月十一日
マリ共和国	平成十三年十月二十四日	平成十四年四月二十四日
ナウル共和国	平成十三年十一月十二日	平成十四年五月十二日
ポルトガル共和国	平成十三年十一月十二日	平成十四年五月十二日
モロッコ王国	平成十四年三月十九日	平成十四年九月十九日
クロアチア共和国	平成十四年四月二十五日	平成十四年十月二十五日
アルバニア共和国	平成十四年八月二十八日	平成十五年二月二十八日
グアテマラ共和国	平成十四年八月三十日	平成十五年二月二十八日
スロベニア共和国	平成十四年十二月三日	平成十五年六月三日
モーリシャス共和国	平成十四年十二月二十四日	平成十五年六月二十四日
カザフスタン共和国	平成二十一年七月八日	平成二十二年一月八日
カタール国	平成二十一年十一月十六日	平成二十二年五月十六日
ドミニカ共和国	平成二十二年六月二十一日	平成二十二年十二月二十一日
アンティグア・バーブーダ	平成二十二年八月二十三日	平成二十三年二月二十三日
ガボン共和国	平成二十二年九月二十二日	平成二十三年三月二十二日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成二十二年十二月六日	平成二十三年六月六日